

大阪経済記者クラブ会員各位

「2026年度税制改正に関する要望」建議について

～事業承継税制 特例措置の恒久化、企業どうしの「共創促進税制」創設など
37項目を要望～

【問合せ先】大阪商工会議所 総務企画部企画広報室
永長（エイナガ）、中辻、中村
TEL：06-6944-6304

- ・ 大阪商工会議所は、「2026年度税制改正に関する要望」を本日付で内閣総理大臣・財務大臣・経済産業大臣はじめ政府関係機関や与党幹部、大阪府・大阪市などへ建議する。
- ・ 本要望は、税制委員会（委員長＝西村貞一・(株)サクラレパスホールディングス代表取締役社長）が会員の声等をもとに検討を重ね、来年度税制改正大綱への反映をめざし取りまとめた。

今年度要望の特徴

1 事業承継に係る負担を軽減

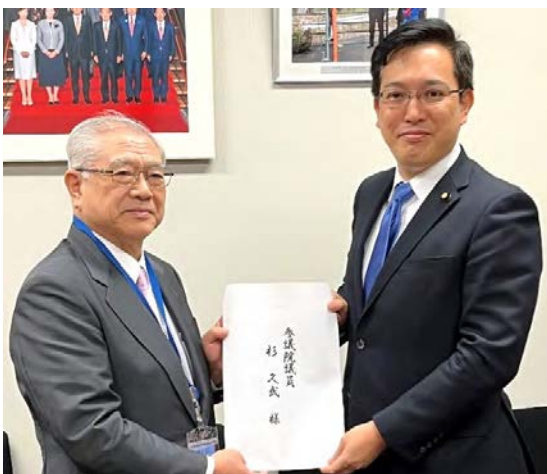
事業承継税制特例措置は税制メリットが大きく、年平均3,000社以上が申請。
しかし、今年度末で計画提出期限切れを迎える。
⇒そこで「特例措置の恒久化」を要望（・・・詳細は資料5ページ）

2 中小企業の付加価値創出を「共創」「協業」で促進

万博を機に、企業間の「共創」「協業」の機運が高まっている。
⇒そこで「未来共創促進税制（仮称）」の創設や、
研究開発、設備投資促進を要望（・・・詳細は資料7ページ）

3 インボイス制度対応支援

インボイス制度の負担軽減措置が、来年度相次いで廃止・縮小される予定。
⇒そこで「負担軽減措置の延長」を要望（・・・詳細は資料10ページ）



【(参考) 昨年度の要望の様子】

西村貞一税制委員長（写真左）が、
杉久武 参議院議員を訪問し、要望の実現を求めた。

特徴的な要望項目 ★は新規項目

I. 円滑な事業承継

◆事業承継税制 特例措置の恒久化（一般措置の拡充）（資料5ページ）

- ・ 一般措置を特例措置並みに拡充し、恒久化（2026年4月1日～）

<上記税制の概要、利用実態>

- ・ 事業承継時に相続税・贈与税の納税猶予が受けられる措置。
- ・ 10年間の特例措置として創設され、2026年3月末に特例承継計画の提出期限、2027年12月末に措置の適用期限を迎える。
- ・ 年平均3,000社以上が申請。2023年度の申請件数は5,531件。

II. 中小企業・スタートアップの付加価値創出、投資促進

◆★未来共創促進税制（仮称）の創設（資料7ページ）

- ・ 中小企業・スタートアップと大企業・中堅企業との共創・協業を促進する税制優遇措置の創設
例）地域未来牽引企業等における、中小企業やスタートアップの製品・サービス（例えば大阪・関西万博で展示・活用されたもの等）のトライアル利用費に対し、特別償却を可能とする。

◆★研究開発税制の延長・拡充（資料7ページ）

- ・ ★中小企業等を対象にした、研究開発費の繰越控除制度の創設（繰越期間10年程度）
- ・ 人件費に係る「専ら」要件（専従者要件）の緩和

<上記税制の概要、利用実態>

- ・ 研究開発を行う企業が、試験研究費の一定割合を法人税額から控除できる制度。
- ・ 中小企業の2023年度の適用実績は約1万件。

◆少額減価償却資産の損金算入特例の拡充・恒久化（資料8ページ）

- ・ 物価上昇を鑑み、取得価額の限度額（30万円未満）の引き上げ、取得合計上限額（300万円）の引き上げ

<上記税制の概要、利用実態>

- ・ 従業員500人以下の中小企業が取得した30万円未満の減価償却資産について、年間で総額300万円まで全額損金算入を認める制度。
- ・ 年間65万件超の適用実績あり（2021～2023年度）。

III. ビジネス環境の整備

◆★インボイス制度対応支援（資料10ページ）

- ・ 事業者のコストや事務負担の状況等に関する実態把握の実施。
- ・ ★負担軽減措置のうち、2026年9月末に縮小・廃止を迎える「8割控除（買い手企業向け）」「2割特例（売り手企業向け）」について、影響が大きい事業者等への延長等。

IV. 大阪府・大阪市への要望

◆★宿泊税の有効活用（資料14ページ）

- ・ インバウンド増加に伴う、ゴミ、トイレ、たばこ、違法駐輪対策等に対し、宿泊税を有効活用すべき。

以上

<添付資料> 「2026年度税制改正に関する要望」

2026 年度 税制改正に関する要望

大阪商工会議所

The Osaka Chamber of Commerce and Industry

2025 年 9 月

基本認識

- ・国際的な分断の深化や自由貿易体制の後退など、世界経済は今、大きな変革期にある。日本経済もデフレから脱却し、正常化をめざすプロセスにあり、成長に向けた大きな転換が求められている。
- ・中小企業等においても、「人手不足」「物価高」「米国の関税政策」といった足元の課題に対する支援策は不可欠であるが、それだけではなく、新たな成長モデルを描く契機とすべきである。
- ・そこで、まずは経済の中核である中小企業等が将来的な成長や変革に取り組めるよう、経営のバトンを円滑に次世代に渡す、事業承継税制の特例措置の恒久化を実現されたい。
- ・また、成長の担い手である中小企業等やスタートアップの新たな付加価値創出を、大企業や中堅企業等との「共創」「協業」等によって促進することが重要である。
- ・現在開催中の大阪・関西万博の出展に際しても、中小企業等やスタートアップと、大企業や中堅企業との「共創」「協業」による開発機運が高まっており、こうした動きを強力に後押しすべき。
- ・さらに、中小企業等が経営基盤を強化できるよう、負担軽減措置が区切りを迎えるインボイス制度への対応支援、加えてインフレ局面に対応した税制への見直しも必要である。
- ・政府・与党におかれては、2026年度税制改正において、以下の項目の実現に特段の配慮を払われるよう強く要望する。

目次

◆要望内容（全 37 項目、うち新規（★） 14 項目）

I. 円滑な事業承継 5

1. 事業承継税制 特例措置の恒久化

- (1) 事業承継税制 特例措置の恒久化（一般措置の拡充）
- (2) ★事業承継税制の活用促進

2. 事業承継支援

- (1) ★取引相場のない株式の評価方法の抜本的見直し
- (2) ★不動産取得税の特例の延長
- (3) 中小企業事業再編投資損失準備金の拡充
- (4) 従業員承継時の株式取得にかかる税負担軽減策の導入
- (5) 相続時精算課税制度の年齢制限等の緩和

II. 中小企業・スタートアップの付加価値創出、投資促進 7

1. 中小企業・スタートアップと大企業・中堅企業との共創・協業支援

- (1) ★未来共創促進税制（仮称）の創設
- (2) オープンイノベーション促進税制の延長
- (3) 法人版エンジェル税制（仮称）の創設

2. 研究開発投資促進

- (1) ★研究開発税制の延長・拡充
- (2) イノベーション拠点税制（イノベーションボックス税制）の拡充

3. 設備投資促進

- (1) ★大胆な設備投資促進税制の創設
- (2) 少額減価償却資産の損金算入特例の拡充・恒久化
- (3) カーボンニュートラル投資促進税制の延長・拡充
- (4) ★地方拠点強化税制の延長・拡充
- (5) 建物付属設備および構築物における定率法の適用

Ⅲ. ビジネス環境の整備..... 10

1. 消費税関連の環境整備

- (1) ★インボイス制度対応支援
- (2) ★外国人旅行者向け消費税免税制度の維持

2. 人材の活躍を支える税制の拡充

- (1) ★従業員への「食事補助制度」に対する非課税上限の引上げ
- (2) 人材育成を促進する税制措置の創設・拡充

3. 経営基盤強化支援等

- (1) 交際費課税の特例措置の拡充
- (2) 欠損金繰越控除制度の拡充
- (3) 企業版ふるさと納税の拡充
- (4) 償却資産に係る固定資産税の廃止
- (5) ★企業の納税事務全般の負担軽減

4. 中小企業等に対する過重な税負担、不公平な制度への反対

- (1) 特定同族会社の留保金課税の強化の反対
- (2) 事業所税の廃止
- (3) 印紙税の廃止
- (4) 二重課税の見直し

Ⅳ. 大阪府・大阪市への要望..... 14

- (1) 法人事業税・法人住民税の超過課税の撤廃
- (2) 固定資産税・都市計画税の負担水準の引き下げ
- (3) 中小企業に対する事業所税の廃止
- (4) ★宿泊税の有効活用
- (5) ★大阪府、大阪市の特区における地方税の特例制度の拡充
- (6) ★産業集積促進税制の拡充
- (7) 万博レガシー創出に向けた企業版ふるさと納税制度の活用

I. 円滑な事業承継

1. 事業承継税制 特例措置の恒久化

(1) 事業承継税制 特例措置の恒久化（一般措置の拡充）

《2025 年度末が特例承認計画提出期限》

【税制概要】事業承継にあたり、会社や個人事業の後継者が取得した一定の資産について、贈与税や相続税の納税を猶予

➤ 一般措置を拡充し、特例措置を恒久化（2026年4月1日～）

	一般措置 (2008年10月から)	特例措置 (2027年12月31日まで)	一般措置の拡充案 (2026年4月1日以降) ※
事前の計画策定等	不要	特例承継計画の提出 (2026年3月31日まで)	不要
適用期限	なし	10年以内の贈与・相続等 (2027年12月31日まで)	なし
対象株式	総株式数の最大3分の2まで	全株式	全株式
納税猶予割合	贈与：100% 相続：80%	100%	100%
承継パターン	複数の株主から1人の後継者	複数の株主から最大3人の後継者	複数の株主から最大3人の後継者
雇用確保要件	承継後5年間平均8割の雇用維持	弾力化（実質撤廃）	弾力化
事業の継続が困難な事由が生じた場合の免除	なし	あり 株式売却、廃業時点の株価で税額を再計算し、承継時との差額を免除	あり

(2) ★事業承継税制の活用促進

➤ ★都道府県による年次報告の事前通知と、事前通知を行う旨の公表の徹底

※納税猶予期間の最初の5年間、都道府県と税務署それぞれに年1回の報告、5年経過後は3年に1回、税務署に報告を行う必要がある。報告忘れによる猶予取消リスクがあること等により、税理士や経営者が税制の活用に後ろ向きになっている。

※現在は、税務署からのみ事前通知が届く。

➤ ★5年経過後の報告不要化

➤ ★納税猶予開始後、一定期間経過時点で納税を免除する制度の導入

2. 事業承継支援

(1) ★取引相場のない株式の評価方法の抜本的見直し

※現行、「小会社」の原則的な評価方法とされている「純資産価額方式」は、「大会社」の原則的な評価方法である「類似業種批准価額方式」に比べて、評価額が高くなることが多く、中小企業等の円滑な事業承継の阻害要因となっている。

- 「小会社」は、従業員数が5人以下等、「大会社」は、従業員数が70人以上等の企業。
(国税庁 財産評価基本通達)

(2) ★不動産取得税の特例の延長 《2025年度末で期限切れ》

【税制概要】 経営力向上計画の認定を受けた場合に、土地住宅は3.0⇒2.5%、住宅以外の家屋は4.0⇒3.3%に軽減

- ★M&Aを通じた社外への事業承継を継続的に支援すべく、特例を延長

(3) 中小企業事業再編投資損失準備金の拡充

【税制概要】 中堅・中小企業によるグループ化に向けた複数回の M&A を後押しする税制。経営力向上計画の認定を受けた中小企業が M&A を行う際、株式等の取得額の一定割合を積立金処理した場合に、その積立額を損金算入

- 事前の経営力向上計画の認定に代わり、事後のPMI計画（M&A後の統合作業計画）での認定を可能とする

※経営力向上計画の認定は、手続きが複雑であるうえスケジュール上の制約が大きい

(4) 従業員承継時の株式取得にかかる税負担軽減策の導入

- 金融機関から株式買取資金の融資を受けた場合の所得税減税（ローン減税の創設）の導入

(5) 相続時精算課税制度の年齢制限等の緩和

【税制概要】 2,500万円まで贈与税の納税猶予が可能（年110万円まで基礎控除）。贈与者死亡時に贈与財産と相続財産とを一括して相続税を計算・納税

- 贈与者・受贈者の年齢制限の緩和や、叔父から甥等直系以外の適用等、対象者を拡大

※現行は、贈与者：60歳以上の父母・祖父母、受贈者：18歳以上の子や孫

Ⅱ. 中小企業・スタートアップの付加価値創出、投資促進

1. 中小企業・スタートアップと大企業・中堅企業との共創・協業支援

(1) ★未来共創促進税制（仮称）の創設

- ★中小企業・スタートアップと大企業・中堅企業との共創・協業を促進する税制優遇措置の創設

※（例）地域未来牽引企業等における、中小企業やスタートアップの製品・サービス（例えば大阪・関西万博で展示・活用されたもの等）のトライアル利用費に対し、特別償却を可能とする

(2) オープンイノベーション促進税制の延長 《2025年度末で期限切れ》

【税制概要】スタートアップ企業の新規発行株式を一定額以上取得する場合や、スタートアップ企業の成長に資する M&A を行った場合に、企業が株式取得価額の 25% を所得控除できる措置

(3) 法人版エンジェル税制（仮称）の創設

※スタートアップへの投資を行った法人に対する法人税等の優遇措置

2. 研究開発投資促進

(1) ★研究開発税制の延長・拡充 《2025年度末で期限切れ》

【税制概要】研究開発を行う企業が法人税額から試験研究費の一定割合を控除できる制度。一般型のほか、大学やスタートアップ等との共同研究等に適用可能なオープンイノベーション型と、中小企業向けに控除上限や控除率を強化した中小企業技術基盤強化税制がある。

- ★中小企業等を対象にした、研究開発費の繰越控除制度の創設（繰越期間10年程度）
 - ★税制活用のための制度・手続きの簡素化
 - ① 一般型、中小企業技術基盤強化税制：控除税額が決まるしくみの簡素化
- ※現行は、研究開発投資額の増減に応じて控除率等が増減する複雑な仕組みになっているため、利用企業にとって予見可能性が低くなっている

② オープンイノベーション型 : 専門家証明の不要化

➤ 人件費に係る「専ら」要件の緩和

※試験研究費のうち、人件費については、「専門的知識をもってその試験研究の業務に専ら従事する者に係るものに限る」とされている。中小企業においては、専任の試験研究従事者（現行：概ね1か月以上、実働20日以上）を配置するのは困難

(2) イノベーション拠点税制（イノベーションボックス税制）の拡充

【税制概要】国内で自ら研究開発した知的財産権（特許権やAI関連のプログラムの著作権）から生じる所得に対する減税措置

➤ 実用新案から生じる所得も対象化

3. 設備投資促進

(1) ★大胆な設備投資促進税制の創設

※設備投資費用の全額を、初年度に一括して損金算入できる「即時償却」を認めるなど、国内投資の拡大を通じて、企業の「稼ぐ力」の向上、高付加価値化を実現すべき。

(2) 少額減価償却資産の損金算入特例の拡充・恒久化

《2025年度末で期限切れ》

【税制概要】従業員500人以下の中小企業が取得した30万円未満の減価償却資産について、合計300万円まで全額損金算入を認める制度

- 物価上昇の影響を鑑み、取得価額の限度額（30万円未満）の引き上げ
- 取得合計上限額（現行：300万円）の引き上げ

(3) カーボンニュートラル投資促進税制の延長・拡充

《2025年度末で申請期限切れ》

【税制概要】計画認定を受けた①大きな脱炭素化効果を持つ製品の生産設備、②生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備の導入に対して、最大10%（中小企業者等は最大14%）の税額控除又は50%の特別償却

➤ ZEB化促進のため、建物も対象化

※ZEB（ゼブ）は、ネット・ゼロ・エネルギー・ビルの略称で、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のこと

(4) ★地方拠点強化税制の延長・拡充 《2025年度末で期限切れ》

【税制概要】東京 23 区から地方への本社機能に移転する場合（移転型）や、地方の本社機能の拡充や地方から地方への本社機能に移転する場合（拡充型）に、建物等取得額の特別償却または税額控除（オフィス減税）、雇用者増加数に応じた税額控除（雇用促進税制）等。

➤ ★活用促進に向けた要件の緩和・対象の拡充

①移転型事業における従業員の転勤要件や、雇用促進税制における雇用要件

を緩和し、2 拠点生活や、副業、週 3 日勤務等の柔軟な働き方を対象化

※現行は、移転型事業において「過半数が東京 23 区からの転勤者」等が要件

※現行は、雇用促進税制において「無期フルタイム雇用」が要件

②オフィス減税について、社宅・社員寮や中古物件を対象化

※現行は、「特定業務施設（事務所、研究所、研修所）、特定業務児童福祉施設（子育て施設）」、また「新設・増設・新築の購入」のみが対象

➤ 「拡充型」の対象に近畿圏・中部圏中心部を追加

※現行は、「拡充型」において、以下の地域が対象外となっている。

○全域が対象外：東京 23 区、東京都近郊、大阪市

○一部区域が対象外：名古屋市、京都市、堺市、守口市、東大阪市

神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市

(5) 建物付属設備および構築物における定率法の適用

※2016 年度以後に取得した建物付属設備および構築物の償却方法は定額法となっているが、定額法適用によって償却限度額が縮小し、手元キャッシュの減少による中小企業の資金繰り悪化や、設備投資の抑制につながりかねない。

Ⅲ. ビジネス環境の整備

1. 消費税関連の環境整備

(1) ★インボイス制度対応支援

《2026年9月末に負担軽減措置が廃止・縮小》

【税制概要】負担軽減措置のうち、以下の2つの措置が、2026年9月末に廃止・縮小される予定

- ①「8割控除」は、免税事業者からの仕入れを実施する買い手に対して、2026年9月末までに限り、免税事業者からの仕入れ額の8割について、仕入税額控除を認める措置
 - ②「2割特例」は、免税事業者からインボイス発行事業者になった人（売り手）が、消費税の納税額を売上税額の2割に軽減できる措置
- インボイス制度導入後のインボイス発行事業者登録の状況、コストや事務負担の状況等、大規模かつ綿密な実態把握
 - ★経過措置に関する事業者への周知徹底
 - ★影響が大きい仕入事業者等に対する「8割控除」の延長
 - ★免税事業者の課税転換を引き続き進める観点から「2割特例」を延長
 - ★取り組みが遅れる事業者への対応支援の強化（登録支援、消費税申告支援、システム等の導入支援、「スマート青色申告制度」（仮称）の創設等）

※「スマート青色申告制度」（仮称）：

デジタルツールで記帳・帳簿作成を行い、かつe-Tax で申告を行う者に対し、青色申告特別控除（最大65万円）を拡充等

(2) ★外国人旅行者向け消費税免税制度の維持

【税制概要】現在は、税務署の許可を受けた免税店で、特定の物品を一定の方法で販売する場合に、消費税を免除した販売が可能。2026年11月以降は、国内での転売などの不正防止に向け、課税額で販売し、空港などでの出国時に免税分を払い戻す「リファンド」方式に変更予定。

- ★関連する小売業の売上に大きな影響を与えると見込まれるため、免税制度は維持すべき

2. 人材の活躍を支える税制の拡充

(1) ★従業員への「食事補助制度」に対する非課税上限の引上げ

【税制概要】従業員等へ事業所が食事を提供する場合、提供された食事代金の半額以上を従業員が負担し、かつ従業員1人当たりに対する事業所からの補助金額が月額3,500円（税別）以下の場合、補助金額を所得税上非課税とする措置。社食や弁当等の代金補助、商品券等の提供等の方法が可能。

- ★物価上昇等を鑑み、非課税上限額を現行の3,500円から引き上げ

(2) 人材育成を促進する税制措置の創設・拡充

- 企業が従業員に対して支給する学位や資格等の取得応援金等、給与所得と見做され課税対象となっているものの一定額を非課税化
- 現在の業務に必要な技術習得や資格取得に限定された特定支出控除の適用基準を緩和し、給与所得者のリスクリングに関連する費用を対象化
- 能力開発控除（仮称）を創設し、求職・失業者が学び直しをする場合の費用を、再就職後の収入から複数年にわたって控除

3. 経営基盤強化支援等

(1) 交際費課税の特例措置の拡充

【税制概要】中小法人は、①800万円までの交際費等の損金算入、②接待飲食費の50%相当額の損金算入のいずれかを選択適用可能。資本金1億円超100億円以下の法人は、接待飲食費の50%まで損金算入が可能。資本金100億円超の法人は全額損金不算入となる。なお、1人当たり1万円以下の飲食費は交際費等の範囲から除かれる。

- 全額損金算入可能な上限金額（現行：800万円）の引き上げ
- 損金算入可能な飲食費総額の割合（現行：50%）の引き上げ
- 資本金100億円超企業を対象とする等対象企業の拡充

(2) 欠損金繰越控除制度の拡充

- 欠損金の繰越対象期間（現行：10年間）の無期限化
- 欠損金の繰越控除制度について、中堅企業（資本金10億円以下）の欠損金の繰越控除上限（現行：50%）を100%（中小企業同様）へ引き上げ
- 欠損金の繰戻還付の対象期間（現行：前事業年度）を前2事業年度以上に拡充

(3) 企業版ふるさと納税の拡充

【税制概要】企業が地方公共団体の実施する「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」に対する寄附を行った場合に、寄附額の最大約9割の税制優遇

- 最大約9割の税額控除が受けやすくなるよう、控除条件を緩和

※①寄付金額の全額損金算入による軽減効果が寄附額の約3割

②企業版ふるさと納税による税額控除措置が最大6割

－法人住民税・法人税から寄附額の最大4割を控除

－法人事業税から寄附額の最大2割を控除

(4) 償却資産に係る固定資産税の廃止

- 少なくとも、少額減価償却資産の損金算入特例により取得した償却資産については固定資産税の対象外とすべき

※企業の投資の阻害要因となるうえ、償却資産に対する固定資産税は国際的に見ても稀な税制

(5) ★企業の納税事務全般の負担軽減

- 地方自治体毎に異なる書類の様式や手続き、納付期限等の統一
- 従業員の給与に係る納税、社会保険、労働保険に係る事務手続きのワンストップ化
- ★複雑な制度やルールの簡素化（少額の減価償却資産における償却方法の統一等）

4. 中小企業等に対する過重な税負担、不公平な制度への反対

(1) 特定同族会社の留保金課税の強化の反対

(2) 事業所税の廃止

(3) 印紙税の廃止

(4) 二重課税の見直し

消費税と印紙税、石油関連諸税（揮発油税・石油石炭税）等

IV. 大阪府・大阪市への要望

(1) 法人事業税・法人住民税の超過課税の撤廃

【税制概要】

- ・大阪府 法人住民税（法人税割）の超過税率は2%（標準税率1%）
- ・大阪府 法人住民税（均等割）の超過税率は標準税額の1.5~2倍
※資本金1,000万円超の法人の場合
- ・大阪市 法人市民税（法人税割）の超過税率は8.2%（標準税率6%）
※資本金1億円超で法人税額が年2,000万円超の法人の場合

(2) 固定資産税・都市計画税の負担水準の引き下げ

- 商業地等の負担水準の上限を60%に引き下げ
※負担水準とは、前年度課税標準額の当年度価格に対する割合で、当年度課税標準額算出の根拠となるもの。一律に負担水準の上限を70%まで引き下げる減額措置があり、条例により、さらに60~70%の範囲で引き下げることが可能。
- 少なくとも中小企業については、東京都同様に軽減措置を創設
※東京都は200㎡まで非住宅用地に対し税額を2割軽減。

(3) 中小企業に対する事業所税の廃止

(4) ★宿泊税の有効活用

- ★インバウンド観光客の急増に伴い、地元事業者等に過度な負担がかかっている、ゴミ、トイレ、たばこ、違法駐輪対策等に対し、宿泊税を有効活用すべき

(5) ★大阪府、大阪市の特区における地方税の特例制度の拡充

【税制概要】大阪府の成長特区、大阪市の国際戦略総合特区の対象地域に進出し、新エネルギーやライフサイエンスに関する事業を行った場合、大阪府・市での地方税が最大ゼロになる

- ★今後大きな成長が見込まれる、AIや半導体等にも対象分野を拡大
- ★対象区域における取り組みと連携した府内・市内投資についても対象にす

るなど、指定要件を柔軟に見直し

※既存の対象区域において、新たに立地できる用地が不足しているため、現行制度では税制の適用対象となる事業が限定的

(6) ★産業集積促進税制の拡充

【税制概要】大阪府の「産業集積促進地域」における土地や家屋（工場、研究所等）の取得に係る不動産取得税を軽減

- ★中堅企業を対象に追加

(7) 万博レガシー創出に向けた企業版ふるさと納税制度の活用

- 大阪・関西万博に出展した中小企業・スタートアップ等の開発段階の製品・サービスの社会実装等を支援する事業について、引き続き、企業版ふるさと納税の対象化

以上